

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

健診・保健指導で3つのイイコト！

1 健診を受けて病気の早期発見！

健診を受けることにより、様々な病気の早期発見が可能となります。早期発見→早期治療は、治癒の確率も高くなり、医療費の節約にもつながります。 **イイコト!!**

2 保健指導で病気の予防！

要治療までもないが、健診結果より特定保健指導の対象となった場合は、協会けんぽが無料で生活習慣改善のアドバイス、サポートをいたします。 **イイコト!!** スマホ・タブレットによるリモート対応も可能です。

3 健診・保健指導の取り組みや実績により保険料もお得に！

協会けんぽではインセンティブ制度を導入しています。定められた指標について取り組みや実績が高い上位23支部に対し、健康保険料率を減算する仕組みです。この指標に健診と保健指導の取り組みや実績が含まれているため、基本的に受診率や保健指導が高い支部ほど健康保険料率が低くなります。

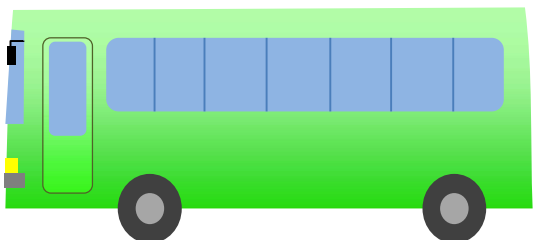
イイコト!!



協会けんぽ広島支部
マスケットキャラクター 健康いろは



協会けんぽ広島支部
マスケットキャラクター 健康かえで



協会けんぽからのお知らせ
裏面もご覧ください

協会けんぽからのお願い



◆ 年に1回の健診・保健指導は必ず受けましょう！

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者の方、40歳以上の被扶養者の方にそれぞれ健診費用の補助を行っています。
保健指導は、お勤めの方は事業所へ案内をお送りしております。
案内が届きましたら、対象者の方が保健指導を受けられるようご協力をお願いいたします。

◆ 健診結果を協会けんぽへご提供ください！

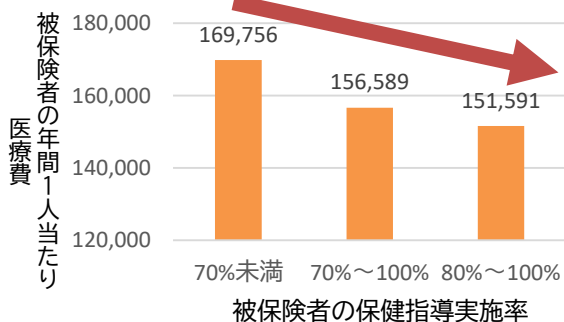
労安法に定められた定期健診を受診された40歳以上の被保険者の方については、その健診結果を協会けんぽへご提供ください。
ご提供いただくことで特定保健指導を実施できるようになり、事業所様の健康課題を見える化した「事業所カルテ」にも健診結果を反映することができます。
協会けんぽへの健診結果の提供に関しては法律で定められておりますので、法的に責任を問われることはありません。
(協会けんぽが費用補助を行う、生活習慣病予防健診を受診された場合はご提供は不要です。)

◆ 協会けんぽと連携して事業所の健康度アップ！

協会けんぽ広島支部では、事業主の皆様が「健康経営®」を実践できるよう、「ひろしま企業健康宣言」事業を行っています。
無料での健康づくり講座や健康管理に役立つ定期的な情報誌もお送りしています。エントリーがまだの事業所様は、広島支部ホームページを参照のうえ、今すぐエントリーをお願いします。

(健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。)

● グラフで分かる 保健指導のイイコト ●



※R1年度ひろしま企業健康宣言事業所において比較

協会けんぽが作成した「業態別 健康度カルテ」によると、広島支部におけるバス業界(業態:道路貨物運送業)の特徴として、「特定保健指導該当率」が広島支部平均(全業態)よりも高いものの、「特定保健指導実施率」は広島支部平均よりも低いことが分かりました。
左は保健指導実施率と年間の1人当たり医療費の関係をグラフにしたものです。(※)保健指導実施率が高いほど医療費は抑えられる傾向にあります。医療費が抑えられると保険料率上昇の抑制にもなります。

健診・保健指導、
健康づくりのご相談は

全国健康保険協会 広島支部 保健グループ
☎082-568-1032(直通) (平日:8時30分~17時15分)